

私立学校運営費補助金交付要綱

制 定 昭和54年6月30日決裁

最終改正 令和7年4月1日決裁

(趣旨)

第1条 県は、私立学校、私立専修学校及び私立各種学校(以下「私立学校」という。)の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する児童、生徒又は幼児(以下「児童等」という。)に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発展に資するため、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人(以下「学校法人」という。)及び同法第152条第5項に規定する法人(以下「法人」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、次に掲げる私立学校を運営する事業とする。

- (1) 学校法人が県内に設置した幼稚園を運営する事業
- (2) 学校法人が県内に設置した小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校を運営する事業
- (3) 学校法人が県内に設置した特別支援学校を運営する事業
- (4) 学校法人又は法人が県内に設置した専修学校又は各種学校(予備校(専ら大学進学のための教育を目的とする専修学校又は各種学校をいう。)は除く。)を運営する事業

(補助対象経費)

第3条 補助金交付の対象となる経費は、前条の事業に要する経常的経費のうち次に掲げるものとする。

- (1) 教職員の人件費(所定福利費、役員報酬及び退職金を除く。)
- (2) 教育研究及び管理に要する経費(減価償却費及び奨学費を除く)
- (3) 児童等の教育又は本務教員等が行う研究に直接必要な機械、器具、備品又は図書購入費

2 前条第1号及び第4号の事業においては、前項第3号の規定は適用しない。

3 国及び他の地方公共団体が実施する補助制度並びに県が実施する他の補助制度による補助金交付の対象となる経費は、第1項に規定する経費から除くものとする。

(補助金の額)

第4条 前条の経費に対する補助金の額は、毎年度予算の範囲内において、知事の定める額とする。

(補助金の減額等)

第5条 知事は、学校法人若しくは法人又は私立学校が次の各号の一に該当する場合は、その状況に応じ、この要綱に基づき交付する補助金を減額して交付することができる。

- (1) 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反したとき。
- (2) 財政状況が健全でないとき。
- (3) 経理その他の事務処理が適正を欠いているとき。
- (4) 訴訟その他の紛争により、学校法人又は学校の適正な運営を期しがたいとき。
- (5) 教育条件又は管理運営が適正を欠いたとき。
- (6) その他知事が第1条の趣旨に照らして補助金を減額交付することが適当と認めたとき。

2 知事は、学校法人若しくは法人又は私立学校が前項の各号の一に該当する場合において、その状況が著しく、補助金交付の目的を有効に達成することができないと認めるときは、この要綱による補助金を交付しないことができる。

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出時期は、別に知事が定めるものとする。

(記載事項等)

第7条 規則第4条第1項第2号及び第3号に掲げる事項については、記載することを要しない。

2 規則第4条第2項第1号、第3号及び第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しないものとし、同項第5号に規定する知事が定める事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 教員調査表
- (3) 職員調査表
- (4) 生徒（児童・幼児）数調べ
- (5) 収支予算書
- (6) 収支決算書
- (7) 上記以外に知事が必要と認める資料

(交付決定通知書の様式)

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第9条 補助金の交付を受けた学校法人又は法人は、知事の要求があったときは、補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第10条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出期限は、別に知事が定めるものとする。

(設備の管理)

第 1 1 条 補助金の交付を受けた学校法人又は法人は、補助事業により取得し、又は公用の増加した財産について、当該学校法人又は法人の定める管理規定に基づき、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(書類の整備等)

第 1 2 条 補助金の交付を受けた学校法人又は法人の会計処理は、学校法人会計基準(昭和 4 6 年文部省令第 1 8 号)により行うものとし、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした会計帳簿及び証拠書類を整備し、保管しておかなければならない。

2 前項に規定する会計帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属するから 5 年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第 1 3 条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 5 4 年度分の補助金から適用する。
- 2 私立学校運営費補助金交付要綱(昭和 5 1 年 9 月 1 4 日決裁。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。
- 3 旧要綱により交付を受けた補助金に係る書類の整備等については、なお従前の例による。

附 則(昭和 5 8 年 9 月 2 日一部改正)

この要綱は、昭和 5 8 年度分の補助金から適用する。

附 則(昭和 6 1 年 9 月 9 日一部改正)

この要綱は、昭和 6 1 年度分の補助金から適用する。

附 則(平成元年 5 月 2 5 日一部改正)

この要綱は、平成元年度分の補助金から適用する。

附 則(平成 4 年 2 月 2 9 日一部改正)

この要綱は、平成 3 年度分の補助金から適用する。

附 則(平成 1 1 年 4 月 2 7 日一部改正)

この要綱は、平成 1 1 年度分の補助金から適用する。

附 則(平成 1 7 年 3 月 1 日一部改正)

この要綱は、平成 1 6 年度分の補助金から適用する。

附 則(平成 2 8 年 4 月 1 9 日一部改正)

この要綱は、平成 2 8 年度分の補助金から適用する。

附 則(令和 2 年 1 1 月 2 5 日一部改正)

この要綱は、令和 2 年度分の補助金から適用する。

附 則(令和 5 年 2 月 2 4 日一部改正)

この要綱は、令和 4 年度分の補助金から適用する。

附 則（令和 5 年 1 2 月 2 5 日一部改正）

令和 5 年度に限り、第 4 条の規定に、次表に掲げる単価 1、2 に基づき算出した補助金の額を加える。

単価 1

1 小学校

契約内容		補助単価	単位
電気（高圧）	都市ガス、プロパンガス併用	4,600 円	定員内実員 1 人当たり
	都市ガス	4,510 円	
	プロパンガス	3,670 円	
	ガス契約なし	3,580 円	
電気（低圧）	都市ガス、プロパンガス併用	1,100 円	
	都市ガス	1,010 円	
	プロパンガス	170 円	
	ガス契約なし	80 円	

2 中学校

契約内容		補助単価	単位
電気（高圧）	都市ガス、プロパンガス併用	3,400 円	定員内実員 1 人当たり
	都市ガス	3,350 円	
	プロパンガス	2,730 円	
	ガス契約なし	2,680 円	
電気（低圧）	都市ガス、プロパンガス併用	800 円	
	都市ガス	750 円	
	プロパンガス	130 円	
	ガス契約なし	80 円	

3 高等学校

契約内容		補助単価	単位
電気（高圧）	都市ガス、プロパンガス併用	3,000 円	定員内実員 1 人当たり
	都市ガス	2,980 円	
	プロパンガス	2,420 円	
	ガス契約なし	2,400 円	
電気（低圧）	都市ガス、プロパンガス併用	700 円	
	都市ガス	680 円	
	プロパンガス	120 円	
	ガス契約なし	100 円	

4 幼稚園

契約内容		補助単価	単位
電気（高圧）	都市ガス、プロパンガス併用	2,600 円	定員内実員 1 人当たり
	都市ガス	2,570 円	
	プロパンガス	2,100 円	
	ガス契約なし	2,070 円	
電気（低圧）	都市ガス、プロパンガス併用	600 円	
	都市ガス	570 円	
	プロパンガス	100 円	
	ガス契約なし	70 円	

5 特別支援学校

契約内容		補助単価	単位
電気（高圧）	都市ガス、プロパンガス併用	17,500 円	定員内実員 1 人当たり
	都市ガス	17,320 円	
	プロパンガス	14,050 円	
	ガス契約なし	13,870 円	
電気（低圧）	都市ガス、プロパンガス併用	4,100 円	
	都市ガス	3,920 円	
	プロパンガス	650 円	
	ガス契約なし	470 円	

6 専修・各種学校

契約内容		補助単価	単位
電気（高圧）	都市ガス、プロパンガス併用	2,800 円	定員内実員 1 人当たり
	都市ガス	2,720 円	
	プロパンガス	2,210 円	
	ガス契約なし	2,130 円	
電気（低圧）	都市ガス、プロパンガス併用	700 円	
	都市ガス	620 円	
	プロパンガス	110 円	
	ガス契約なし	30 円	

なお、プロパンガスに対する補助額については、埼玉県 L P ガス料金負担軽減事業補助金において軽減されるプロパンガス利用者負担相当額を減算する。

単価 2

1 小学校

契約内容		補助単価	単位
電気（高圧）	都市ガス、プロパンガス併用	3,000 円	定員内実員 1 人当たり
	都市ガス	2,890 円	
	プロパンガス	2,610 円	
	ガス契約なし	2,500 円	
電気（低圧）	都市ガス、プロパンガス併用	800 円	
	都市ガス	690 円	
	プロパンガス	410 円	
	ガス契約なし	300 円	

2 中学校

契約内容		補助単価	単位
電気（高圧）	都市ガス、プロパンガス併用	2,300 円	定員内実員 1 人当たり
	都市ガス	2,220 円	
	プロパンガス	2,010 円	
	ガス契約なし	1,930 円	
電気（低圧）	都市ガス、プロパンガス併用	600 円	
	都市ガス	520 円	
	プロパンガス	310 円	
	ガス契約なし	230 円	

3 高等学校

契約内容		補助単価	単位
電気（高圧）	都市ガス、プロパンガス併用	2,000 円	定員内実員 1 人当たり
	都市ガス	1,970 円	
	プロパンガス	1,780 円	
	ガス契約なし	1,750 円	
電気（低圧）	都市ガス、プロパンガス併用	500 円	
	都市ガス	470 円	
	プロパンガス	280 円	
	ガス契約なし	250 円	

4 幼稚園

契約内容		補助単価	単位
電気（高圧）	都市ガス、プロパンガス併用	2,000 円	定員内実員 1 人当たり
	都市ガス	1,950 円	
	プロパンガス	1,770 円	
	ガス契約なし	1,720 円	
電気（低圧）	都市ガス、プロパンガス併用	500 円	
	都市ガス	450 円	
	プロパンガス	270 円	
	ガス契約なし	220 円	

5 特別支援学校

契約内容		補助単価	単位
電気（高圧）	都市ガス、プロパンガス併用	21,800 円	定員内実員 1 人当たり
	都市ガス	21,540 円	
	プロパンガス	19,480 円	
	ガス契約なし	19,220 円	
電気（低圧）	都市ガス、プロパンガス併用	5,400 円	
	都市ガス	5,140 円	
	プロパンガス	3,080 円	
	ガス契約なし	2,820 円	

6 専修・各種学校

契約内容		補助単価	単位
電気（高圧）	都市ガス、プロパンガス併用	2,000 円	定員内実員 1 人当たり
	都市ガス	1,970 円	
	プロパンガス	1,780 円	
	ガス契約なし	1,750 円	
電気（低圧）	都市ガス、プロパンガス併用	500 円	
	都市ガス	470 円	
	プロパンガス	280 円	
	ガス契約なし	250 円	

なお、プロパンガスに対する補助額については、埼玉県 L P ガス料金負担軽減事業補助金において軽減されるプロパンガス利用者負担相当額を減算する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日一部改正）
この要綱は、令和 6 年度分の補助金から適用する。

附 則（令和 7 年 2 月 2 8 日一部改正）
令和 6 年度に限り、第 4 条の規定に、次表に掲げる単価に基づき算出した補助金の額を加える。

1 小学校

契約内容		補助単価	単位
電気(高圧)	都市ガス(プロパンガスとの併用含む)	1,600 円	定員内実員 1 人当たり
	プロパンガスのみ	1,400 円	
	ガス契約なし	1,380 円	
電気(低圧)	都市ガス(プロパンガスとの併用含む)	840 円	
	プロパンガスのみ	640 円	
	ガス契約なし	620 円	

2 中学校、中等教育学校（前期課程）

契約内容		補助単価	単位
電気(高圧)	都市ガス(プロパンガスとの併用含む)	1,300 円	定員内実員 1 人当たり
	プロパンガスのみ	1,140 円	
	ガス契約なし	1,120 円	
電気(低圧)	都市ガス(プロパンガスとの併用含む)	690 円	
	プロパンガスのみ	530 円	
	ガス契約なし	510 円	

3 高等学校

契約内容		補助単価	単位
電気(高圧)	都市ガス(プロパンガスとの併用含む)	1,260 円	定員内実員 1 人当たり
	プロパンガスのみ	1,100 円	
	ガス契約なし	1,080 円	
電気(低圧)	都市ガス(プロパンガスとの併用含む)	670 円	
	プロパンガスのみ	510 円	
	ガス契約なし	490 円	

4 幼稚園

契約内容		補助単価	単位
電気(高圧)	都市ガス(プロパンガスとの併用含む)	1,340 円	定員内実員 1人当たり
	プロパンガスのみ	1,170 円	
	ガス契約なし	1,150 円	
電気(低圧)	都市ガス(プロパンガスとの併用含む)	710 円	
	プロパンガスのみ	540 円	
	ガス契約なし	520 円	

5 特別支援学校

契約内容		補助単価	単位
電気(高圧)	都市ガス(プロパンガスとの併用含む)	16,050 円	定員内実員 1人当たり
	プロパンガスのみ	14,040 円	
	ガス契約なし	13,830 円	
電気(低圧)	都市ガス(プロパンガスとの併用含む)	8,400 円	
	プロパンガスのみ	6,390 円	
	ガス契約なし	6,180 円	

6 専修・各種学校

契約内容		補助単価	単位
電気(高圧)	都市ガス(プロパンガスとの併用含む)	1,200 円	定員内実員 1人当たり
	プロパンガスのみ	1,050 円	
	ガス契約なし	1,030 円	
電気(低圧)	都市ガス(プロパンガスとの併用含む)	630 円	
	プロパンガスのみ	480 円	
	ガス契約なし	460 円	

なお、プロパンガスに対する補助額については、埼玉県LPガス料金負担軽減事業補助金において軽減されるプロパンガス利用者負担相当額を減算する。

附 則（令和7年4月1日一部改正）

この要綱は、令和7年度分の補助金から適用する。

年度私立学校運営費補助金交付申請書

年 月 日

埼玉県知事 様

主たる事務所
所在地
学校法人名
理事長名

下記により 年度私立学校運営費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

内 訳	学 校 名	金 額
		円
		円
		円

別紙 1 (第 2 条第 2 号及び第 3 号の事業用)

事業計画書

科 目			学 校 名	学 校	学 校	学 校	合 計
人 件 費 支 出	本 務 教 員	本 俸	円	円	円	円	
		期 末 手 当					
		そ の 他 の 手 当					
		小 計 ①					
	本 務 職 員	本 俸					
		期 末 手 当					
		そ の 他 の 手 当					
		小 計 ②					
	兼 務 教 職 員 ③						
	計 ① + ② + ③ = ④						
教 育 研 究 費 支 出	消 耗 品 費 支 出						
	光 熱 水 費 支 出						
	旅 費 交 通 費 支 出						
	そ の 他 の 教 育 研 究 費 支 出						
	小 計 ⑤						
管 理 経 費 支 出	消 耗 品 費 支 出						
	光 熱 水 費 支 出						
	旅 費 交 通 費 支 出						
	そ の 他 の 管 理 経 費 支 出						
	小 計 ⑥						
設 備 関 係 支 出	教 育 研 究 用 機 器 備 品 支 出						
	管 理 用 機 器 備 品 支 出						
	図 書 支 出						
	ソ フ ト ウ ェ ア 支 出						
	小 計 ⑦						
合 計 ④ + ⑤ + ⑥ + ⑦							

別紙 2 (第 2 条 第 1 号 及び 第 4 号 の 事 業 用)

事 業 計 画 書

科 目			学 校 名	学 校	学 校	学 校	合 計
人 件 費 支 出	本 務 教 員	本 俸	円	円	円	円	
		期 末 手 当					
		そ の 他 の 手 当					
		小 計 ①					
	本 務 職 員	本 俸					
		期 末 手 当					
		そ の 他 の 手 当					
		小 計 ②					
	兼 務 教 職 員 ③						
	計 ① + ② + ③ = ④						
教 育 研 究 ・ 管 理 経 費	消 耗 品 費 支 出						
	光 熱 水 費 支 出						
	そ の 他 の 教 育 研 究 費 支 出						
	小 計 ⑤						
合 計 ④ + ⑤							

年度私立学校運営費補助金交付決定通知書

学事第 号
年 月 日

学校法人
理事長

埼玉県知事

年 月 日付けで申請のあった私立学校運営費補助金については、下記のとおりに交付する。

記

1 交付金額 金 円

その内訳

2 支払方法 概算払

3 条 件

(1) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

(3) 次に掲げる事項の 1 に該当する場合は、補助金の全部又は一部について返還を命ずることがある。

ア この補助金を補助金対象経費以外に使用したとき。

イ 補助事業に関して虚偽の申請又は報告をしたとき。

(4) 埼玉県職員をしてこの補助事業に関する会計帳簿・証拠書類等を調査させた場合は、これに応じなければならない。

4 この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に規定する間接補助金に該当するので、同法の適用がある。

年度私立学校運営費補助金実績報告書

年 月 日

埼玉県知事 様

主たる事務所
所在地
学校法人名
理事長名

年 月 日付け学事第 号で交付決定の通知を受けた私立学校の運営
事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、別紙
のとおり報告します。

記

補助額 金 円

別紙 1 (第 2 条第 2 号及び第 3 号の事業用)

学校名

区分			年度	県補助金充当額	充当割合	設置者負担額
科目			支出実績額 A	B	B / A	C = A - B
人件費支出	本 務 教 員	本 俸				
		期 末 手 当				
		そ の 他 の 手 当				
		小 計 ①				
	本 務 職 員	本 俸				
		期 末 手 当				
		そ の 他 の 手 当				
		小 計 ②				
	兼 務 教 職 員 ③					
	計 ① + ② + ③ = ④					
教育 研 究 費 支 出	消 耗 品 費 支 出					
	光 熱 水 費 支 出					
	旅 費 交 通 費 支 出					
	そ の 他 の 教 育 研 究 費 支 出					
	小 計 ⑤					
管 理 経 費 支 出	消 耗 品 費 支 出					
	光 熱 水 費 支 出					
	旅 費 交 通 費 支 出					
	そ の 他 の 管 理 経 費 支 出					
	小 計 ⑥					
設備 関 係 支 出	教 育 研 究 用 機 器 備 品 支 出					
	管 理 用 機 器 備 品 支 出					
	図 書 支 出					
	ソ フ ト ウ ェ ア 支 出					
	小 計 ⑦					
補助対象経費合計④+⑤+⑥+⑦=⑧						
そ の 他 の 支 出 ⑨						
合 計 ⑧ + ⑨						

(1) A 欄には、当該年度 3 月 31 日現在の総勘定元帳（設備関係支出については、資金収支元帳）の金額を記載すること。なお、合計金額は、事業活動収支計算書の事業活動支出の部の合計金額と資金収支計算書の支出の部の設備関係支出の合計金額との合算額と一致するものである。

(2) 他の補助金の補助対象経費とした支出については、上記の補助対象経費には含めず、「その他の支出⑨」に含めることとする。補助対象合計⑧は、運営費補助金のみの補助対象経費であり、運営費補助金の補助対象経費以外の科目は、一括して「その他の支出⑨」に記載すること。

別紙 2 (第 2 条第 1 号及び第 4 号の事業用)

学校名

区分			年度	県補助金充当額	充当割合%	設置者負担額
科目			支出実績額 A	B	B / A	C = A - B
人件費支出	本 務 教 員	本 俸				
		期 末 手 当				
		そ の 他 の 手 当				
		小 計 ①				
	本 務 職 員	本 俸				
		期 末 手 当				
		そ の 他 の 手 当				
		小 計 ②				
	兼 務 教 職 員 ③					
	計 ① + ② + ③ = ④					
教育 研究・ 管理 経費	消 耗 品 費 支 出					
	光 熱 水 費 支 出					
	その他の教育研究・管理経費支出					
	小 計 ⑤					
補 助 対 象 経 費 合 計 ④ + ⑤ = ⑥						
そ の 他 の 支 出 ⑦						
合 計 ⑥ + ⑦						

(1) A 欄には、当該年度の 3 月 31 日現在の総勘定元帳の金額を記載すること。なお、合計金額は、事業活動収支計算書の事業活動支出の部の合計金額と一致するものである。

(2) 他の補助金の補助対象経費とした支出については、上記の補助対象経費には含めず、「その他の支出⑦」に含めることとする。補助対象経費合計⑥は、運営費補助金のみの補助対象経費であり、運営費補助金の補助対象経費以外の科目は、一括して「その他の支出⑦」に記載すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（５）補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（１）から（４）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（６）補助事業を実施するに当たり、法人等が、（１）から（４）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（５）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。